



保医発0828第3号

平成30年8月28日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（平成30年厚生労働省告示第312号）が平成30年8月28日に告示され、同年8月29日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月20日付け保医発0320第3号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表中、「040040 肺の悪性腫瘍」及び「060185 潰瘍性大腸炎」をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおり改める。

2. 改正の概要について

「040040 肺の悪性腫瘍」のうち手術・処置等2の9に「デュルバルマブ」を、「060185 潰瘍性大腸炎」のうち手術・処置等2の3に「ベドリズマブ」を追加する。

060185 潰瘍性大腸炎

手術・処置等2
 1: 人工呼吸、中心静脈注射
 2: タクロリムス（外用薬を除く。）
 3: アダリムマブ、ベドリスマブ
 4: 血球成分除去療法
 5: ゴリムマブ、インフリキシマブ



